

## 能登町令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱

令和6年10月29日告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震（これによる余震を含む。以下同じ。）からの早期の復旧及び創造的復興を図るため、能登町令和6年能登半島地震復興支援補助金（以下、「復興支援補助金」という。）を交付することに関し、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 専ら地域住民によって組織される認可地縁団体又は自治会のことをいう。
- (2) 防犯灯 夜間の防犯を目的に設置される照明灯のことをいう。
- (3) 街路灯 夜間の道路・交通状況を把握することを目的に設置される照明灯のことをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条で定める公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く、石川県内に所在する賃貸住宅のことをいう。
- (5) 公営住宅 公営住宅法第2条第2項で定義されている県内に所在する公営住宅をいう。
- (6) 転居 次に掲げる場合をいう。
  - ア 応急的な住まいから、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は民間賃貸住宅若しくは公営住宅（以下「再建先」という。）に住み替える場合（罹災証明を受けた住宅から再建先に住み替える場合を含む。）
  - イ 賃貸型応急住宅又は公営住宅から建設型応急住宅に住み替える場合
- (7) 宅地 令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業、民間団体等の社宅又は寮は含まない。以下同じ。）の用に供されていた土地をいう。
- (8) 所有者等 宅地の所有者、管理者又は占有者をいう（管理者又は占有者にあつては、所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得た者に限る。）。
- (9) 住宅補強工事 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に基づく建築物の構造方法とするための工事をいう。
- (10) 地域水道施設 本町の水道給水区域外で、10人以上の住民に給水する水道施設をいう。

- (11) 地域水道事業者 地域水道施設を管理する町内会、組合又は団体等をいう。
- (12) 私道 個人又は民間団体が所有・管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (13) 公道 道路法上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路、里道等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (14) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。
- (15) 集落等 一定の土地に2戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (16) 復旧工事 原形に復旧することを基本とした工事をいう。
- (17) 共同墓地 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。)の規定による墓地等の経営許可を得ているもの、若しくは許可を受けたとみなされるものであって、集落の一部若しくは全部の者及びこれに準ずる者が共同で設置し、管理する墓地(納骨堂を含む。)をいう。
- (18) 商店街等の管理団体 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された組合及びその組合に準ずると町長が認めた団体をいう。

(補助金の交付)

第3条 町は、復興支援補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内において、復興支援補助金を交付する。

2 交付対象者は、交付対象事業を適切に実施することができる者とする。

(交付対象事業等)

第4条 交付対象事業、交付対象事業に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)、補助率及び上限額等は、別表第1のとおりとする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業を含むものとする。

3 第1項の規定により算出された交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 復興支援補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請書(様式第1号)又は別表第2に個別に定める交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に定める書類に事業区分ごとに別表第2に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する申請書の提出については、町長が事業区分ごとに別に定める日をその期限とする。

(申請及び実績報告)

第6条 次の各号に掲げる事業については、申請と実績報告を併せて行うものとする。

- (1) 地域防犯灯管理支援事業
- (2) 応急仮設住宅移転費用支援事業
- (3) 住まい再建・賃貸住宅入居支援事業
- (4) 住まい再建・公営住宅入居支援事業
- (5) 住まい再建・転居費用支援事業
- (6) 商店街等街路灯管理支援事業

2 前項に掲げる事業の補助金の申請者は、前条第1項に定める書類に代えて、令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請兼実績報告書(様式第2号)及び別表2で定める書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、第5条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、これが適当であると認められるときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前条第2項に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、これが適当であると認められるときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第8条 復興支援補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付予定者」という。)は、対象事業の内容を変更し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、町長に令和6年能登半島地震復興支援補助金内容等変更申請書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認められたときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金内容等変更承認通知書(様式第6号)により、交付予定者へ通知するものとする。この場合において、復興支援補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、交付予定者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請書の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは交付予定者に対し、対象事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第 11 条 交付予定者は、事業が完了したときは、速やかに令和 6 年能登半島地震復興支援補助金実績報告書(様式第 8 号)又は別表第 3 に個別に定める実績報告に関する書類に、事業区分ごとに定める添付書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書及び第 6 条第 2 項の申請兼実績報告書(以下「実績報告書等」という。)の提出期限は、事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条に定める実績報告書等の提出があったときは、速やかに審査を行い、当該内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を令和 6 年能登半島地震復興支援補助金確定通知書(様式第 9 号)により交付予定者に通知するものとする。

第 13 条 復興支援補助金の交付額の確定に係る通知(以下「交付額確定通知」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)が復興支援補助金の請求をしようとするときは、令和 6 年能登半島地震復興支援補助金交付請求書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求は、交付額確定通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に行なければならない。

(財産の処分の制限)

第 14 条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間又は 10 年間のいずれか短い期間とする。ただし、町長が別に定める場合はこの限りではない。

(補助金の返還等)

第 15 条 町長は、復興支援補助金交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、復興支援補助金の交付決定を取り消し、既に復興支援補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該復興支援補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 復興支援補助金をその目的外に使用したとき。
- (2) 正当な理由なく整備、改修、購入等したものを取壊し又は紛失したとき。
- (3) 帳簿若しくは書類の提出若しくは職員の検査を拒み、又は職員の指示に従わないとき。

(帳簿等の保管期間)

第 16 条 復興支援補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を保管すべき期間は、5 年とする。

(賠償責任)

第 17 条 町長は、復興支援補助金の交付に係る対象事業により交付決定者及びその関係者に生じた損害について、賠償の責めを負わない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 29 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 1 月 1 日からこの告示の施行の日までの間に着手した対象事業については、この告示の規定の例により復興支援補助金の交付を行うことができるものとする。